

拓く会通信

時代を拓く税理士の会は税理士の資格取得の経緯や専業や兼業にとらわれず税理士業界に貢献する目的で設立された団体です。

時代を拓く税理士の会 No. 29号

発行日 平成25年6月30日
 発行者 会長 鎌田俊夫
 編集者 広報部長 山田恵美子
 事務局 03(3392)5555 03(3220)2468
 東京都杉並区上荻1-21-23
 本橋喜久雄税理士事務所

■東京税理士会役員選挙後の拓く会推薦役員による
日税連及び東京会の活動報告

日税連活動報告



東京税理士会副会長 名倉 明彦

1. 税理士法改正について

日税連は、去る3月27日の理事会において、資格取得を始めとする12項目からなる「税理士法に関する改正要望書（平成26年度改正要望項目）」を公表しました。その後、税理士法改正に向けた機運を高めるため、全国の税理士会において、趣旨や経緯などを説明する「税理士法改正に係る研修会」を4月から実施しています。

3月の理事会では、平成23年度から平成25年度まで税制改正大綱に記載された「関係者等の意見を聞きながら」はいつまで継続するのかを質問すると池田会長からは、4月にトップ会談を行うとの答弁がありました。その後仄聞したところ、会談での税理士会と公認会計士協会の主張は平行線だったが、7月に公認会計士協会の会長が変わっても継続協議されることでした。

日税連では、平成26年度の税理士法改正に向けて、次の通り3本の矢を放ちます。①税理士法改正に係る事業（会議の開催、国会議員等への要望、会員への説明等）を行ったときは、各税理士会300万円を限度として助成金を交付する②「税理士法改正の必要性について」のリーフレットを各単位会に配布し、国会議員等へ働きかけてもらう③会員のより一層の理解と協力を求めるため、日税連会報と各税理士会の会報にスローガン「日本の未来のために税理士法改正を！」と研修会講演録と12項目の解説記事を6月から11月まで掲載する。

2. 日税連制度部の活動

平成22年税理士法改正特別委員会が設置され、現在、税理士法改正に係る制度部の所掌は停止されています。主な活動は次のとおりです。①これまで寄せられた税理士法人に関する会員からの質問と制度部の見解を「税理士法人に関するQ&A」として取りまとめ、平成23年7月に日税連ホームページに掲載し、その後寄せられた質問を踏まえ、昨年11月に初めて改訂を行いました。②社会経済情勢の変化に伴う税理士業務及び税理士等の事務所の態様の推移を具体的に把握するため、昭和43年以降、概ね10年間隔で、「税理士実態調査」を実施していますが、平成26年の第6回実態調査に向けて質問項目等の検討を行っています。

3. 第1回理事会について

平成25年6月26日第1回理事会が開催されました。議決事項は、(1) 第57回定期総会での①平成24年度事業報告②平成24年度決算③平成25年度事業計画④平成25年度予算⑤役員改選 (2) 定期総会の日時場所 (3) 平成26年度税制改正に関する建議書(案)についてでした。諸外国の税務情報に精通している人材によって、より効果的な国際交流事業に関する調査研究を行うため、新たに「国際税務情報研究会」が設置されることとなりました。

会員の皆様、7月25日帝国ホテルでの第57回日税連定期総会にぜひご参加ください。



東京税理士会 企画戦略室について

企画戦略室長 鈴木雅博

新年度から東京税理士会（以下「本会」という）に企画戦略室（以下「本室」という）が新設された。私への原稿依頼はこの新しい室が、本会の中でどの様な起爆剤としての役割を果たすかについて思うところを述べよ、という事と解して基本的スタンスを以下に述べたいと思う。

本室の設置要綱の制定趣旨はベースとなる考えなのでまずこれを示す。

「会長の諮問又は指示に基づき、本会が今後進むべき方向や実施すべき事業など、本会の将来的なビジョン及び長期的な会務の運営に資するための企画及び立案に関する事項を検討する分掌機関（特別委員会）として企画戦略室を設置する。」

本会には、すでに神津会長体制になり会務制度刷新特別委員会が設置されており、その実績として分掌機関の統廃合・新設及び所掌事項の見直し・研修講師、相談員等に対する謝金等のあり方・A-Zセミナー等々がある。そこで会務制度刷新特別委員会と本室とで競合する事業があるときは、本室の事業とする事が決められており、将来的には本室が会務制度刷新特別委員会を統合してゆく予定である。

次に本室の目的は「本会の将来的なビジョン及び長期的な会務の運営に資するための企画及び立案に関する事項について検討し、その結果を答申又は報告する」とある。

そしてこの目的を達成するための事業として、

大きく次の3つの検討事項が掲げられる。

- ① 本会が今後進むべき方向や実施すべき事業等の検討
- ② 日本税理士会連合会における本会の役割等の検討
- ③ 会長が指示する諸事項の検討

①については、すでに平成25年度事業計画の重点施策に示されている役員選挙制度、事務局組織等の見直しをはじめ、本会と支部との係わりのうち特に財政面や税務支援の面の再検討が中長期的に大事な事と心得ている。また36時間研修受講努力義務につき現在実績では、0時間から5時間の会員数割合がほぼ半分であるので、この現実打破に向け研修部と共に検討を行いたい。

②については、実は一番重要な本室のミッションの様に思える。本会が日税連の会長から遠ざかること何十年かが経過している。諸先輩達の大変な努力にも拘わらず、この願いが叶っていない。本会が日税連に対してそして全国単位会に対して何ができるかを再確認する事が急務と思われる。頑張りましょう。

③については、会長の諮問又は指示による諸事項を的確に処理してゆきたいと思う。最後に少人数の新設特別委員会なので、その利点を生かし本会の輝かしい発展のために微力を尽したい。



東京税理士会 中小企業支援対策特別委員会について

東京税理士会中小企業支援対策特別委員長

小越信良

この度神津会長より常務理事の委嘱を受け、中小企業支援対策特別委員会を担当することになりました小越でございます。

国税庁が公表した平成23年度分の「社会標本調査」によると、平成23年度の法人数は約257万8千社で前年度より約8千社減少しており、この20年間常に廃業率が開業率を上回ったことになります。

また、欠損法人は約185万9千社で、欠損法人割合は前年度よりやや下がり、72.3%でした。欠損法人の比率は、平成11年度に70%を超えて以来、途中で60%台に下がった時期があったものの、ここ3年はまたしても70%台となり、ほぼ7割が赤字決算法人という中小企業の低迷状態が永く続いています。

さらには資金繰りを支援してきた中小企業金融円滑化法が今年3月に期限切れとなることもあり、政府は昨年8月に中小企業経営力強化支援法を施行しました。

東京会としては、こうした動きを受けて昨年12月に中小企業支援対策特別委員会を設置し、次に掲げる事業計画を策定し、新事業年度の活動を開始しております。

1. 税理士及び税理士法人が中小企業支援事業の担い手の多様化・活性化に応え、中小企業経営力強化支援法による中小企業の資金調達の円滑化に資

するよう努める。

2. 中小企業の健全化及び活性化を目的とする事業について、公的産業支援機関、金融機関、再生支援協議会、中小企業団体、関係士業団体等との連携を図る。

3. 中小企業の経営実態等の把握に努め、地域別金融懇話会を開催するなど中小企業支援の改善、有効な施策に資する検討を行う。

4. 経営基盤の脆弱な中小企業に対し、財務情報の信頼性を高め、外部からの資金調達面における支援に資するため、次の施策を講じる。

(1) 「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・定着を図る。

(2) 会計参与制度の普及・定着を図る。

また、日本税理士会連合会においても7月の定期総会において中小企業支援の機関を設置して活動を開始する予定ですので、東京会もこれに連携することになると思われます。

新設間もない委員会で不安もありますが、前委員長の瀬上専務理事をはじめ、関係部門の部長、委員長、さらには新委員の皆様の“支援”を受けて任務を果すべく全力を尽くす所存です。

会員の皆様のご理解とご協力を宜しくお願い致します。



日税連活動報告

東京税理士会広報部長 田口 純子

ご存知のように日税連広報部は、担当副会長、専務理事、部長及び各単位会の広報部長15名を含む18名で構成されている。北は北海道会から南は沖縄会迄地方色豊かな面々が年に何回かの部会に集まる。本来は全員が参集して部会を開催するのが広報部会であると思うが、それには時間、費用の点からも困難である。

そこで、他の部会もそうであるように毎月は常任委員会といつて東京会、東京地方会、千葉県会、関信会、近畿会、東北会、名古屋会、東海会の比較的、大崎に近い単位会で構成されている各広報部長が集まる。

又、これとは別に毎月編集小委員会もあり、これには15単位会の部長も割振りされ遠くからも参集する。

私などは大崎は近く電車を乗り変えることなく、まさに傘不要らずで、地の利は大変ありがたい。

さて、ここで前置きが長くなつたが、この2年間で私が経験した広報部の流れを報告する。広報部は1年サイクルで行事が行われており、年を通じて「税理士界」の発行が主な仕事であるが、この間に突然に对外広報の依頼が入ってくる。また、对外広報、租税教育

及びホームページが広報室主管であった東京会は、広報部長として日税連に出向くもののやりにくいところがあった。ところが「租税教育推進部」が日税連に1年前より創設され、これに基づいて各単位会でも今年の総会よりこの部が創設されたところが多い。東京会でも広報室が大きく変わり、对外広報、ホームページが広報部に移管された。やはり、日税連の所掌と東京会の所掌が同じであることが好ましい。

次に、毎年作成されるポスター、クリアファイル等については大方1年前より次年度の構成がされる。契約額に基づき、広報部会でコンセプトを統一し、数社の業者に見積もりを出させる。その中で3度ほど絞り込みをする。今年についていえばノンタレント起用である。しかしノンタレントといっても50人ほど面接をしその内で3人を決定した。又ラジオ原稿は今一番ホットな租税教室を中心に作られた。そして今年のポスター等ができあがった。9月には新しいポスターが皆様の元に届く。ぜひ多くの場所で活用していただきたいものである。

拓く会定期総会・研修会のお知らせ

- 日 時 平成25年9月7日(土)
- 場 所 東京税理士会館

研修会 午後1時30分から

テーマ:「日本版ISA(少額投資非課税制度、通称名NISA)の仕組みと関連税制について」

定期総会 午後3時30分から

懇親会 午後5時から

拓く会ホームページでは研修会やゴルフコンペの他、拓く会の様々な活動を写真と共にご紹介しながら最新の情報をお届けしています。

また、各行事の参加申込書をダウンロードすることも可能です。
ぜひご覧ください。

<http://hirakukai.jimdo.com/>